

特別養護老人ホーム第二長日園 施設利用料金表

(平成30年4月1日～)

介護給付費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護福祉施設サービス費	557	625	695	763	829
	日常生活継続支援加算1	36	36	36	36	36
	看護体制加算 I 1	6	6	6	6	6
	夜勤職員配置体制加算 I 1	22	22	22	22	22
	栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
	口腔衛生管理体制加算(月額)	30	30	30	30	30
	介護職員処遇改善加算 I (8.3%)	1,584	1,753	1,927	2,097	2,261
	1割負担額合計(30日)	20,664	22,873	25,147	27,357	29,501

居住費	第1段階	0
	第2段階	370
	第3段階	370
	第4段階	840

食費	第1段階	300
	第2段階	390
	第3段階	650
	第4段階	1,380

利用料合計		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	29,664	32,243	34,147	36,357	38,501
	第2段階	43,464	45,673	47,947	50,157	52,301
	第3段階	51,264	53,473	55,747	57,957	60,101
	第4段階	87,264	89,473	91,747	93,957	96,101

初期加算	30円/日	入所日から30日間に限り算定します。
外泊時費用	246円/日	外泊や入院日の翌日から6日間のみ算定。月をまたいだ場合は最長12日間算定します。

※その他の加算については、裏面に記載しています。

○その他に算定している加算。

初期加算	30円/日	・入所日から30日間に限り算定します。
外泊時費用	246円/日	・外泊や入院日の翌日から6日間のみ算定。月をまたいだ場合は12日間算定します。
排泄支援加算	100円/月 (6ヶ月間)	・排泄に介助が必要な状態でも、身体機能向上や環境調整により、改善することが見込まれる方に対して、排泄支援計画を立て、それに基づき支援を行った場合に算定します。
褥瘡マネジメント加算	10円/月 (3か月に1回)	・褥瘡発生の可能性について、評価を行った場合に算定します。また、その評価の結果、褥瘡発生のリスクがある方については、褥瘡マネジメント計画を立て、それに基づき支援を行った場合に算定します。
低栄養リスク改善加算	300円/月 (6か月間)	・新規入所時、または再入所時に低栄養のリスクが「高」の方に対して、低栄養改善のための栄養ケア計画を立て、それに基づき食事・栄養調整などを行った場合に算定します。
再入所時栄養連携加算	400円 ※再入所時 1回のみ	・医療機関への入院を経て、経管栄養や嚥下調整食の新規導入等、入所時と比べ栄養管理が異なる場合、施設の栄養士が医療機関の栄養士と連携して、退院後の栄養ケア計画の原案を作成した場合に算定します。

○減額制度について

介護保険サービスにおいて、「居住費」や「食費」は、保険給付の対象外となっていますが、預貯金や収入など経済状況に応じて、減額することが可能です。

負担段階	対象者	居住費 ※多床室の場合	食費
第1段階	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	0円	300円
第2段階	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、合計所得年額と、課税年金収入・非課税年金収入の合計が年間80万円以下の方	370円	390円
第3段階	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、上記の第2段階以外の方	370円	650円
第4段階	・上記以外の方	840円	1,380円